

參考資料

地域支援事業実施要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
別紙 地域支援事業実施要綱	別紙 地域支援事業実施要綱
1～3（略）	1～3（略）
4 実施主体 (1)～(4)（略） (5) (2)から(4)までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。 なお、総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払に係る事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能である。 (6)～(8)（略）	4 実施主体 (1)～(4)（略） (5) (2)から(4)までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。 なお、総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払に係る事務を国民健康保険団体連合会に委託することが可能である。 (6)～(8)（略）
5・6（略）	5・6（略）
別記1 総合事業 (略)	別記1 総合事業 (略)
(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の4第1項第1号に基づく事業） ア 総則 (ア)（略） (イ) 介護予防・生活支援サービス事業の構成 介護予防・生活支援サービス事業は、法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）、同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）、同号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「その他生活支援サービス」という。）及び介護予防ケアマネジメントから構成される。 (ウ)（略）	(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の4第1項第1号に基づく事業） ア 総則 (ア)（略） (イ) 介護予防・生活支援サービス事業の構成 介護予防・生活支援サービス事業は、法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）、同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）、同号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「その他生活支援サービス」という。）及び介護予防ケアマネジメントから構成される。 (ウ)（略）

改正後（新）	改正前（旧）
(エ) サービスの提供 ①（略） ② サービス提供の留意事項 上記の(b)から(d)までについては以下の点に留意するものとする。 ・（略） ・ (c)について 指定の有効期間は、省令第140条の63の7に基づき、給付における指定期間である6年を勘案して市町村が定めるものとする。 なお、市町村域に所在する事業所等他市町村の被保険者が利用する場合には、他市町村による事業者の指定について配慮すること。 事業者が指定の申請をする際に市町村長に提出する申請書又は書類については、当該市町村長が認める場合はその一部を省略できることとしている。 また、指定事業者に対しては国保連経由で第1号事業支給費を支給することができる。 ・ (d)について（略） (オ)～(ク)（略） (ケ) 住所地特例適用被保険者に係る費用負担 法第115条の4第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けることができるよう、保険者市町村ではなく、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、事業の費用の負担は当該被保険者の保険者市町村が負担するものである。 このため、保険者市町村は施設所在地市町村に対して、総合事業のうち(エ)①(c)に定める指定事業者による提供サービスと、イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントに要する費用額を支払うものとする。 (エ) ①(c)に定める指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなるため、省令第140条の72の3第2項の規定により財政調整はこれをもって行われたものとして取り扱う。 イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントの費用については、市町村の事務負担軽減	(エ) サービスの提供 ①（略） ② サービス提供の留意事項 上記の(b)から(d)までについては以下の点に留意するものとする。 ・（略） ・ (c)について 指定の有効期間は、省令第140条の63の7に基づき、給付における指定期間である6年を勘案して市町村が定めるものとする。 なお、市町村域に所在する事業所等他市町村の被保険者が利用する場合には、他市町村による事業者の指定について配慮すること。 事業者が指定の申請をする際に市町村長に提出する申請書又は書類については、当該市町村長が認める場合はその一部を省略できることとしている。 また、指定事業者に対しては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）経由で第1号事業支給費を支給することができる。 ・ (d)について（略） (オ)～(ク)（略） (ケ) 住所地特例適用被保険者に係る費用負担 法第115条の4第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けることができるよう、保険者市町村ではなく、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、事業の費用の負担は当該被保険者の保険者市町村が負担するものである。 このため、保険者市町村は施設所在地市町村に対して、総合事業のうち(エ)①(c)に定める指定事業者による提供サービスと、イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントに要する費用額を支払うものとする。 (エ) ①(c)に定める指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなるため、省令第140条の72の3第2項の規定により財政調整はこれをもって行われたものとして取り扱う。 イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントの費用については、市町村の事務負担軽減

改正後（新）	改正前（旧）
<p>の観点から、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みがある。この仕組みを利用して、市町村においては財源調整を円滑に実施するためには、国保連と委託契約を締結することが必要である。具体的には、政令第37条の16第2項第2号及び省令第140条の72の③第3項に定める算定方法により、別途、住所地特例適用被保険者の利用者数に別添1に定める単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。具体的には、施設所在地市町村が介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書にて、全国の保険者の住所地特例適用被保険者をとりまとめ、年に1回国保連に提出し、国保連が全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例適用被保険者の数に別添1の単価をかけた金額を負担金として、支払い又は請求をとするものとする。</p> <p>(コ)～(ス) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項 地域包括支援センターの運営に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課長通知）を参照するとともに、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合には、法第115条の47第1項の規定を遵守すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）</p>	<p>の観点から、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みがある。この仕組みを利用して、市町村においては財源調整を円滑に実施するためには、国保連と委託契約を締結することが必要である。具体的には、政令第37条の16第2項第2号及び省令第140条の72の③第3項に定める算定方法により、別途、住所地特例適用被保険者の利用者数に別添1に定める単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。具体的には、施設所在地市町村が介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書にて、全国の保険者の住所地特例適用被保険者をとりまとめ、年に1回国保連に提出し、国保連が全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例適用被保険者の数に別添1の単価をかけた金額を負担金として、支払い又は請求をとするものとする。</p> <p>(コ)～(ス) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項 地域包括支援センターの運営に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課長通知）を参照するとともに、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合には、法第115条の47第1項の規定を遵守すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1・2 (略)</p> <p>3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>ア 目的 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。</p> <p>このため、市町村において認知症患者医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制強化等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 推進員の業務内容 以下のa及びbを実施するとともに、地域の実情に応じて、cも実施するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 以下の①から⑤までの事業実施に関する企画及び調整</p> <p>①～④ (略)</p> <p>5 認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備 認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人が、地域において役割を担い、「生きがい」をもった生活を送れるよう、高齢者等の希望に応じ、これまでの</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>ア 目的 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。</p> <p>このため、市町村において認知症患者医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 推進員の業務内容 以下のa及びbを実施するとともに、地域の実情に応じて、cも実施するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 以下の①から⑤までの事業実施に関する企画及び調整</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>障や減された能力を活かして、農作業や高齢の就労・取組、食料の生産、その他の協働作業、地域活動、社会参加活動を行うための体制を整備する。</p> <p>エ 留意事項 （ア）～（ク） （略） （ケ）ウ（イ）より認知症高齢者をはじめとする高齢者や認知症の人の社会参加活動の体制整備事業を実施するにあたっては、 ①「市町村あたり3カ所を標準とし、圏外の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所までとする」と。 ・以下の1から4については当該事業費の交付対象外とすること。 1 「継続支援」 2 市町村等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む）を行う取組、又は個人負担を直接的に軽減する取組 3 「介護保険サービスの一環として行われる社会参加活動に当てられる費用」 4 国からの補助金、交付金等を使用して行われる社会参加活動の取組に当てられる費用 ② 支援の対象となる社会参加活動は、営利を目的とするものではないこと。</p> <p>4 （略）</p> <p>別記4 任意事業</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 事業内容 任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>（1）（略）</p>	<p>エ 留意事項 （ア）～（ク） （略） （新設）</p> <p>4 （略）</p> <p>別記4 任意事業</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 事業内容 任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>（1）（略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（2） 家族介護支援事業 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。 （ア）・（イ） （略） （ウ） 介護自立支援事業 以下の要件のいずれも満たす要介護者を、現に介護している家族を支援するための事業 ① 事業実施前1年の間において介護保険法第8条各項に定めるサービスを含む利用していない要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、以下のいずれかに該当する要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。 a 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用する要介護者 b 事業実施前1年の間における介護保険法第8条各項に定めるサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）の利用日数の合計が10日以内の要介護者 ② 要介護3以上の要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、要介護2の者で、かつ、認定調整時の主治医見解において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。</p> <p>（略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>4 留意事項 （略）</p> <p>別添1 介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価</p>	<p>（2） 家族介護支援事業 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。 （ア）・（イ） （略） （ウ） 介護自立支援事業 介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を支援するための事業</p> <p>（略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>4 留意事項 （略）</p> <p>別添1 介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>I. 平成31年9月末まで</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成19年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費） イ～ヌ（略） (削除)</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。</p> <p>注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</p> <p>注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</p> <p>注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、</p>	<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>注1 イのり、注1の「なお」以下、注2、注3、注4の「なお」以下、注5の「なお」以下、2のり、3、注6～9、注10の「なお」以下については、平成30年10月1日施行とし、それまでの間については、なお従前の例による。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費） イ～ヌ（略）</p> <p>注1 イからトまでについて、介護職員初任者研修修了済としたサービス提供責任者を確保している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。なお、平成30年度は既に従事している者に限ることとし、また、本取算は平成30年度末までの取扱とする。</p> <p>注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。</p> <p>注3 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</p> <p>注4 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</p> <p>注5 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注7 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注7 スについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費） (略)</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費 (略)</p> <p>II. 平成31年10月1日以降</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>ただし、介護職員処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費） イ 訪問サービス費1.1、1.2単位</p>	<p>所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注8 スについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費） (略)</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(事業対象者・要支援1・2：1月につき、週1回程度の訪問)</p> <p>ロ 訪問型サービスⅡ 2,342単位</p> <p>(事業対象者・要支援1・2：1月につき、週2回程度の訪問)</p> <p>ハ 訪問型サービスⅢ 3,715単位</p> <p>(事業対象者・要支援2：1月につき、週2回を超える程度の訪問)</p> <p>ニ 訪問型サービスⅣ 267単位</p> <p>(事業対象者・要支援1・2：1回につき、1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>ホ 訪問型サービスⅤ 271単位</p> <p>(事業対象者・要支援1・2：1回につき、1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ヘ 訪問型サービスⅥ 266単位</p> <p>(事業対象者・要支援2：1回につき、1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)</p> <p>ト 訪問型サービスⅦ(短期間サービス) 166単位</p> <p>(事業対象者・要支援1・2：1回につき、主に終身介護を行う場合、1月につき2回まで算定可能)</p> <p>チ 初回加算 200単位(1月につき)</p> <p>リ 生活機能向上支援加算</p> <p>(1) 生活機能向上支援加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)</p> <p>(2) 生活機能向上支援加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)</p> <p>ヌ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 士所定単位数×137/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 士所定単位数×100/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 士所定単位数×55/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 士(3)の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 士(3)の80/100</p> <p>ル 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 士所定単位数×63/1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 士所定単位数×42/1000</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>注1 生活機能促進活動等の終了時から休養に転じた場合は、当該月においてイからルを算定しない。</p> <p>注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上支援加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の個数については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。</p> <p>注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位数を足す。</p> <p>注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位数を足す。</p> <p>注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位数を足す。</p> <p>注7 スについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注8 ルについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定にあたっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅴ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定にあたっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給履歴簿管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2. 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従事者当サービス費)</p> <p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 1,655単位(1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 3,393単位(1月につき)</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 380単位(1回につき、1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p>	

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(4) 事業対象者・要支援2 391単位(1回につき、1月の中で全部で8回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 1.00単位(1月につき)</p> <p>ハ 運動機能向上加算 2.25単位(1月につき)</p> <p>ニ 栄養改善加算 1.50単位(1月につき)</p> <p>ホ 口腔機能向上加算 1.50単位(1月につき)</p> <p>ヘ 選択的サービス提供実施加算</p> <p>(1) 選択的サービス提供実施加算(Ⅰ)</p> <p>① 運動機能向上及び栄養改善 4.80単位(1月につき)</p> <p>② 運動機能向上及び口腔機能向上 4.80単位(1月につき)</p> <p>③ 栄養改善及び口腔機能向上 4.80単位(1月につき)</p> <p>(2) 選択的サービス提供実施加算(Ⅱ)</p> <p>運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 7.00単位(1月につき)</p> <p>ト 事業所評価加算 1.20単位(1月につき)</p> <p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 7.2単位(1月につき)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 14.4単位(1月につき)</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 4.8単位(1月につき)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 9.6単位(1月につき)</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>① 事業対象者・要支援1 2.4単位(1月につき)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 4.8単位(1月につき)</p> <p>リ 生活機能向上選抜加算 2.00単位(1月につき)</p> <p>※ 運動機能向上加算を算定している場合は、1.00単位(1月につき)</p> <p>ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位(1回につき)</p> <p>※ 6月に1回を限度とする</p> <p>ル 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×59/1000</p>	

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×4.3/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×2.3/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) +(3)の80/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) +(3)の80/100</p> <p>ヲ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×1.2/1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×10/1000</p> <p>注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注2 イについて、要介護職員等の人数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イについて、若年認知症利用者への加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき2.40単位を足す。</p> <p>注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり算定する。</p> <p>イ(1)及び(3) 3.76単位</p> <p>イ(2)及び(4) 7.52単位</p> <p>注6 ロ、ハにおける技能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、介護福祉士又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する技能訓練指導員を配置した事業所で6月以上訓練し、技能訓練指導に從事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</p> <p>注7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上選抜加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注9 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注10 ルについて、所定単位数はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>注 11 アについて、所定単位数イからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(1)イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、二方の加算は算定しない。</p> <p>注 12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特別処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 431 単位（1月につき）</p> <p>ロ 初回加算 300 単位（1月につき）</p> <p>ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所造営加算 300 単位</p> <p>※1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、長支援1及び長支援2を対象とする。</p> <p>※2 住居地特例による財政困難においては、1件あたり431単位とする。算定に当たっては、住居地特例対象の数に431単位をかけた金額の支払い・請求により財政懸念を行うものとする。</p> <p>別添2～4 （略）</p> <p>別添5</p> <p style="text-align: center;">総合事業の事業評価</p> <p>（略）</p> <p>1 総合事業</p> <p><ストラクチャー指標></p> <p>（略）</p> <p><プロセス指標></p>	<p>別添2～4 （略）</p> <p>別添5</p> <p style="text-align: center;">総合事業の事業評価</p> <p>（略）</p> <p>1 総合事業</p> <p><ストラクチャー指標></p> <p>（略）</p> <p><プロセス指標></p>

改正後（新）	改正前（旧）																								
<p>（略）</p> <p><アウトカム指標></p> <p>以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況</td> <td>複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等</td> </tr> <tr> <td>⑤、⑥ （略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）</p> <p><ストラクチャー指標></p> <p>（略）</p> <p><プロセス指標></p> <p>（略）</p> <p><アウトカム指標></p> <p>以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①主観的健康観</td> <td>年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	①～③ （略）	（略）	④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等	⑤、⑥ （略）	（略）	指標	評価方法	①主観的健康観	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価を行う。	<p>（略）</p> <p><アウトカム指標></p> <p>以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況</td> <td>複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観（※）、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等</td> </tr> <tr> <td>⑤、⑥ （略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主観的健康感とは、国民生活意識調査の以下の質問により評価する。 「あなたの現在の健康状態はいかがですか。当てはまる番号1つは○をつけてください。」 1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない</p> <p>2 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）</p> <p><ストラクチャー指標></p> <p>（略）</p> <p><プロセス指標></p> <p>（略）</p> <p><アウトカム指標></p> <p>以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①主観的健康観（※）</td> <td>年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	①～③ （略）	（略）	④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観（※）、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等	⑤、⑥ （略）	（略）	指標	評価方法	①主観的健康観（※）	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価を行う。
指標	評価方法																								
①～③ （略）	（略）																								
④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等																								
⑤、⑥ （略）	（略）																								
指標	評価方法																								
①主観的健康観	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価を行う。																								
指標	評価方法																								
①～③ （略）	（略）																								
④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観（※）、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等																								
⑤、⑥ （略）	（略）																								
指標	評価方法																								
①主観的健康観（※）	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価を行う。																								

(参考)

「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」の平成31年9月末までと10月1日以降の新旧

10月1日以降	9月末まで
<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,172単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,342単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,715単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ 267単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p>	<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,158単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p>

10月1日以降	9月末まで
<p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ 271単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 286単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）</p> <p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 166単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ～ス （略）</p> <p>ル 介護職員等特定処遇改善加算 （1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+所定単価×63/1,000 （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+所定単価×42/1,000</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。</p> <p>注2～注7 （略）</p> <p>注8 ルについて、所定単価はイからリまでにより算出した単位額の合計（算定に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅱ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（1）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（1）か（2）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1,655単位（1月につき）</p>	<p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 285単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）</p> <p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 165単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ～ス （略）</p> <p>（新設）</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからスを算定しない。</p> <p>注2～注7 （略）</p> <p>注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1,647単位（1月につき）</p>

10月1日以降	9月末まで
<p>(2) 事業対象者・要支援2 3,393単位（1月につき）</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 3,800単位（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 3,911単位（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ロ～ル（略）</p> <p>ラ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）×所定単位数×12/1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）×所定単位数×10/1000</p> <p>注1～注10（略）</p> <p>注11 ラについて、所定単位数はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していることを条件とする。また、（Ⅰ）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを条件とする。なお、（Ⅰ）か（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合において、二者の加算は算定しない</p> <p>注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位（1月につき）</p> <p>ロ、ハ（略）</p> <p>注1、注2（略）</p>	<p>(2) 事業対象者・要支援2 3,377単位（1月につき）</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 3,788単位（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 3,899単位（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ロ～ル（略）</p> <p>（新設）</p> <p>注1～注10（略）</p> <p>注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位（1月につき）</p> <p>ロ、ハ（略）</p> <p>注1、注2（略）</p>

地域支援事業交付金交付要綱の新旧対照表

改正後（新）				改正前（旧）			
地域支援事業交付金交付要綱				地域支援事業交付金交付要綱			
1～4（略）				1～4（略）。			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から平成31年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係</p>	20/100	介護予防・日常生活支援総合事業	<p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率と平成30年度の75歳</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係</p>	20/100

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>（2）平成31年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から平成31年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（2）平成31年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p>	<p>る経費を除く。</p>		<p>以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（2）平成30年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率と平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（2）平成30年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p>	<p>る経費を除く。</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度と平成31年度それぞれの75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度と平成31年度それぞれの75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より介護</p>				<p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から平成31年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から平成31年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から平成31年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給</p>				<p>業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から平成31年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>				<p>介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>		
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業	（略）	（略）	（略）	包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業	（略）	（略）	（略）
包括的支援事業 （社会保障充実分）	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、地域ケア会議については、現に実施されていない事業については、その場合は、標準額に含めることはできない。</p>			包括的支援事業 （社会保障充実分）	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、現に実施されていない事業については、標準額に含めることはできない。</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>①～② （略）</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302千円</p> <p>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>④ （略）</p>				<p>①～② （略）</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・認知症地域支援・ケア向上事業 6,802千円</p> <p>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>④ （略）</p>		
5～15	（略）			5～15	（略）		

改正後(新)		改正前(旧)	
<p>別紙様式第1</p> <p>平成 年 第 次 第 号</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>市町村長 広域連合代表 組合長</p> <p>年度地域支援事業交付金の交付申請書</p> <p>1 「地方公共団体の科目」は、欄外に記入しては、項目、項目、項目にそれぞれ記入すること。 2 「手続経費」は、欄外に記入すること。申請手続費、行政事務上の経費、提出に当たっては、申請手続費、行政事務上の経費、提出に当たっては、申請手続費、行政事務上の経費の区分を明記して記入すること。 3 「備考」は、申請書に添付する事項を記入すること。</p>		<p>別紙様式第1</p> <p>平成 年 第 次 第 号</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>市町村長 広域連合代表 組合長</p> <p>年度地域支援事業交付金申請書</p> <p>1 「地方公共団体の科目」は、欄外に記入しては、項目、項目、項目にそれぞれ記入すること。 2 「手続経費」は、欄外に記入すること。申請手続費、行政事務上の経費、提出に当たっては、申請手続費、行政事務上の経費の区分を明記して記入すること。 3 「備考」は、申請書に添付する事項を記入すること。</p>	

改正後(新)		改正前(旧)																									
<p>別紙様式第2</p> <p>第 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>市町村長 広域連合代表 組合長</p> <p>年度地域支援事業交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 交付金申請額</p> <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)</p> <p>全事業共通</p> <p>(1) 申請書 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1) (2) 申請書 年度任意事業実施計画書(様式2) (3) 申請書 年度包括的支援事業(社会保険充実分)計画書(様式3) (4) 申請書 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本</p> <p>該当がある場合のみ</p> <p>(5) 申請書 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)</p> <p>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)について該当がある場合のみ</p> <p>(6) 申請書 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の特例額適用に係る状況調査書(様式3)</p>		内訳	金額	円	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円	<p>別紙様式第2</p> <p>第 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>市町村長 広域連合代表 組合長</p> <p>年度地域支援事業交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 交付金申請額</p> <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)</p> <p>全事業共通</p> <p>(1) 申請書 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1) (2) 申請書 年度任意事業実施計画書(様式2) (3) 申請書 年度包括的支援事業(社会保険充実分)計画書(様式3) (4) 申請書 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本</p> <p>該当がある場合のみ</p> <p>(5) 申請書 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)</p> <p>(6) 申請書 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の特例額適用に係る状況調査書(様式3)</p> <p>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)について該当がある場合のみ</p> <p>(7) 申請書 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の特例額適用に係る状況調査書(様式3)</p>		内訳	金額	円	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円
内訳	金額	円																									
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																									
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円																									
包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円																									
内訳	金額	円																									
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																									
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円																									
包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円																									

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第2様式1 （元号） 年度地域支援事業費交付金所要額調 （略）	別紙様式第2様式1 平成 年度地域支援事業費交付金所要額調 （略）
別紙様式第2様式1別添1 （元号） 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書 （略）	別紙様式第2様式1別添1 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書 （略）
別紙様式第2様式1別添2（略）	別紙様式第2様式1別添2（略）

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																										
別紙様式第2様式2 （元号） 年度任意事業実施計画書 任意事業（交付表欄3のウの事業）	別紙様式第2様式2 平成 年度任意事業実施計画書 任意事業（交付表欄3のウの事業）																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: small;">介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">ア 介護給付等費用適正化事業</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">イ 家族介護支援事業</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">ウ その他の事業</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>事業名（事業費）</td> <td>事業内容</td> <td colspan="3">実施目標</td> </tr> <tr> <td>（円）</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	イ 家族介護支援事業	ウ その他の事業		実施主体	〇〇市				実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				事業費	円				事業名（事業費）	事業内容	実施目標			（円）					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: small;">介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">ア 介護給付等費用適正化事業</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">イ 家族介護支援事業</td> <td style="width: 15%; font-size: small;">ウ その他の事業</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>事業名（事業費）</td> <td>事業内容</td> <td colspan="3">実施目標</td> </tr> <tr> <td>（円）</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	イ 家族介護支援事業	ウ その他の事業		実施主体	〇〇市				実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				事業費	円				事業名（事業費）	事業内容	実施目標			（円）																																		
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	イ 家族介護支援事業	ウ その他の事業																																																																																								
実施主体	〇〇市																																																																																										
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																																																										
事業費	円																																																																																										
事業名（事業費）	事業内容	実施目標																																																																																									
（円）																																																																																											
（円）																																																																																											
（円）																																																																																											
（円）																																																																																											
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	イ 家族介護支援事業	ウ その他の事業																																																																																								
実施主体	〇〇市																																																																																										
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																																																										
事業費	円																																																																																										
事業名（事業費）	事業内容	実施目標																																																																																									
（円）																																																																																											
（円）																																																																																											
（円）																																																																																											
（円）																																																																																											
<p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別表で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「事業名（事業費）」には、様式2別添1より選択し、番号のみ記入すること。 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。 様式2別添1の「B 介護用品の支給」を実施する場合には、様式2別添2を作成の上、添付すること。 	<p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別表で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「事業名（事業費）」には、様式2別添1より選択し、番号のみ記入すること。 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。 様式2別添1の「B 介護用品の支給」を実施する場合には、様式2別添2を作成の上、添付すること。 																																																																																										

改正後（新）	改正前（旧）																																																																				
<p>別紙様式第2様式2別添1（略）</p> <p>別紙様式第2様式2別添2</p> <p style="text-align: center;">(施設) 年度介護用品支給事業計画書</p> <p style="text-align: right;">市町村名</p> <p>1) 前年度までの支給実績</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>千円</th> <th>年度</th> <th>千円</th> <th>年度</th> <th>千円</th> <th>年度</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>各施策の課題と推進策等の検討状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センター運営費</td> <td>【地域包括支援センターの意向】(施設、関係機関等)を行うこと 【運営協議会コメント】(施設)が実施していること 【上記を踏まえた市町村の対応方針】</td> </tr> <tr> <td>介護用品支給以外の任意事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護用品の支給</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>【参考】各年度の対応（検討している内容があれば記載）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	千円	年度	千円	年度	千円	年度	千円	対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%	事項	各施策の課題と推進策等の検討状況	地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】(施設、関係機関等)を行うこと 【運営協議会コメント】(施設)が実施していること 【上記を踏まえた市町村の対応方針】	介護用品支給以外の任意事業		介護用品の支給		年度		<p>別紙様式第2様式2別添1（略）</p> <p>別紙様式第2様式2別添2</p> <p style="text-align: center;">(施設) 年度介護用品支給事業計画書</p> <p style="text-align: right;">市町村名</p> <p>1) 前年度までの支給実績</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>千円</th> <th>年度</th> <th>千円</th> <th>年度</th> <th>千円</th> <th>年度</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> <td>対上届出割合</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>各施策の課題と推進策等の検討状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センター運営費</td> <td>【地域包括支援センターの意向】(施設、関係機関等)を行うこと 【運営協議会コメント】(施設)が実施していること 【上記を踏まえた市町村の対応方針】</td> </tr> <tr> <td>介護用品支給以外の任意事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護用品の支給</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>【参考】各年度の対応（検討している内容があれば記載）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	千円	年度	千円	年度	千円	年度	千円	対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%	事項	各施策の課題と推進策等の検討状況	地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】(施設、関係機関等)を行うこと 【運営協議会コメント】(施設)が実施していること 【上記を踏まえた市町村の対応方針】	介護用品支給以外の任意事業		介護用品の支給		年度																	
年度	千円	年度	千円	年度	千円	年度	千円																																																														
対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%																																																														
事項	各施策の課題と推進策等の検討状況																																																																				
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】(施設、関係機関等)を行うこと 【運営協議会コメント】(施設)が実施していること 【上記を踏まえた市町村の対応方針】																																																																				
介護用品支給以外の任意事業																																																																					
介護用品の支給																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度	千円	年度	千円	年度	千円	年度	千円																																																														
対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%	対上届出割合	%																																																														
事項	各施策の課題と推進策等の検討状況																																																																				
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】(施設、関係機関等)を行うこと 【運営協議会コメント】(施設)が実施していること 【上記を踏まえた市町村の対応方針】																																																																				
介護用品支給以外の任意事業																																																																					
介護用品の支給																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					
年度																																																																					

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																								
<p>別紙様式第2様式3</p> <p style="text-align: center;">(元) 年度包括的支援事業（社会保険充実分）実施計画書</p> <p>包括的支援事業（社会保険充実分）（交付要綱3のイの事業）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施主体</th> <th colspan="4">〇〇市</th> </tr> <tr> <th>1. 令和3年度</th> <th>2. 令和4年度</th> <th>3. 令和5年度</th> <th>4. 令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施時期</td> <td>年 月 日から実施</td> <td>年 月 日から実施</td> <td>年 月 日から実施</td> <td>年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>社会保険充実分総事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. 在宅医療・介護連携推進事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 生活支援体制整備事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 認知症総合支援事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 地域ケア会議推進事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>総事業費が標準額を超過する主な理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。 「社会保険充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。 	実施主体	〇〇市				1. 令和3年度	2. 令和4年度	3. 令和5年度	4. 令和6年度	実施時期	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施	社会保険充実分総事業費	円	円	円	円	1. 在宅医療・介護連携推進事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	2. 生活支援体制整備事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	3. 認知症総合支援事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	4. 地域ケア会議推進事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	総事業費が標準額を超過する主な理由					<p>別紙様式第2様式3</p> <p style="text-align: center;">(元) 年度包括的支援事業（社会保険充実分）実施計画書</p> <p>包括的支援事業（社会保険充実分）（交付要綱3のイの事業）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施主体</th> <th colspan="4">〇〇市</th> </tr> <tr> <th>1. 令和3年度</th> <th>2. 令和4年度</th> <th>3. 令和5年度</th> <th>4. 令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施時期</td> <td>年 月 日から実施</td> <td>年 月 日から実施</td> <td>年 月 日から実施</td> <td>年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>社会保険充実分総事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. 在宅医療・介護連携推進事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 生活支援体制整備事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 認知症総合支援事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 地域ケア会議推進事業</td> <td>事業費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>総事業費が標準額を超過する主な理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。 「社会保険充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。 	実施主体	〇〇市				1. 令和3年度	2. 令和4年度	3. 令和5年度	4. 令和6年度	実施時期	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施	社会保険充実分総事業費	円	円	円	円	1. 在宅医療・介護連携推進事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	2. 生活支援体制整備事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	3. 認知症総合支援事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	4. 地域ケア会議推進事業	事業費	円	円	円	円	円	円	円	総事業費が標準額を超過する主な理由				
実施主体		〇〇市																																																																																																																							
	1. 令和3年度	2. 令和4年度	3. 令和5年度	4. 令和6年度																																																																																																																					
実施時期	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施																																																																																																																					
社会保険充実分総事業費	円	円	円	円																																																																																																																					
1. 在宅医療・介護連携推進事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
2. 生活支援体制整備事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
3. 認知症総合支援事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
4. 地域ケア会議推進事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
総事業費が標準額を超過する主な理由																																																																																																																									
実施主体	〇〇市																																																																																																																								
	1. 令和3年度	2. 令和4年度	3. 令和5年度	4. 令和6年度																																																																																																																					
実施時期	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施	年 月 日から実施																																																																																																																					
社会保険充実分総事業費	円	円	円	円																																																																																																																					
1. 在宅医療・介護連携推進事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
2. 生活支援体制整備事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
3. 認知症総合支援事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
4. 地域ケア会議推進事業	事業費	円	円	円																																																																																																																					
	円	円	円	円																																																																																																																					
総事業費が標準額を超過する主な理由																																																																																																																									

改正後（新）	改正前（旧）												
<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">第 〇〇 号 〇〇 年 〇 月 〇 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</p> <p>〇〇〇 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について</p> <p>〇〇〇 年 〇 月 〇 日 厚発 第 〇 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する</p> <p>〔添付書類〕 全事業共通</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〇〇〇 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) 2 〇〇〇 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2) 3 〇〇〇 年度任意事業実施報告書(様式3) 4 〇〇〇 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4) 5 〇〇〇 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。) <p>該当がある場合のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 〇〇〇 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1) <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">保 険 者 名</td> <td style="width:30%;">市 区 町 村 コード</td> <td style="width:40%;">C・D</td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D	都道府県コード			<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">第 〇〇 号 〇〇 年 〇 月 〇 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</p> <p>平成 〇 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について</p> <p>平成 〇 年 〇 月 〇 日 厚発 第 〇 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>〔添付書類〕 全事業共通</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〇〇〇 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) 2 〇〇〇 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2) 3 〇〇〇 年度任意事業実施報告書(様式3) 4 〇〇〇 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4) 5 〇〇〇 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。) <p>該当がある場合のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 平成 〇 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1) <p>〇〇〇 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1)</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">保 険 者 名</td> <td style="width:30%;">市 区 町 村 コード</td> <td style="width:40%;">C・D</td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D	都道府県コード		
保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D											
都道府県コード													
保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D											
都道府県コード													

改正後（新）	改正前（旧）																								
<p style="text-align: center;">正 題 〇〇 年度地域支援事業交付金精算書</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 80%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">表 紙</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">保 険 者 名</td> <td style="width:30%;">市 区 町 村 コード</td> <td style="width:40%;">C・D</td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">1 社会福祉の個別団体の有無</td> <td style="width:70%;">〇</td> </tr> <tr> <td>2 地域包括支援センターの設置の有無</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>3 包括的支援事業(社会保障充実分)計画書の提出の有無</td> <td>〇</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注) 〇 有、× 無</p>	保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D	都道府県コード			1 社会福祉の個別団体の有無	〇	2 地域包括支援センターの設置の有無	〇	3 包括的支援事業(社会保障充実分)計画書の提出の有無	〇	<p style="text-align: center;">正 題 〇〇 年度地域支援事業交付金精算書</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 80%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">表 紙</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">保 険 者 名</td> <td style="width:30%;">市 区 町 村 コード</td> <td style="width:40%;">C・D</td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">1 社会福祉の個別団体の有無</td> <td style="width:70%;">〇</td> </tr> <tr> <td>2 地域包括支援センターの設置の有無</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>3 包括的支援事業(社会保障充実分)計画書の提出の有無</td> <td>〇</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注) 〇 有、× 無</p>	保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D	都道府県コード			1 社会福祉の個別団体の有無	〇	2 地域包括支援センターの設置の有無	〇	3 包括的支援事業(社会保障充実分)計画書の提出の有無	〇
保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D																							
都道府県コード																									
1 社会福祉の個別団体の有無	〇																								
2 地域包括支援センターの設置の有無	〇																								
3 包括的支援事業(社会保障充実分)計画書の提出の有無	〇																								
保 険 者 名	市 区 町 村 コード	C・D																							
都道府県コード																									
1 社会福祉の個別団体の有無	〇																								
2 地域包括支援センターの設置の有無	〇																								
3 包括的支援事業(社会保障充実分)計画書の提出の有無	〇																								

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																
別紙様式第4様式1別添1	別紙様式第4様式1別添1																																																																																																																
【略】 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書	【略】 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書																																																																																																																
介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）	介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td colspan="3">〇〇市</td></tr> <tr><td>実施時期</td><td colspan="3">平成 年 月 日から実施</td></tr> <tr><td>実績額</td><td>0円</td><td>（計画額）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>上限額</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>(1) 原則の上限額</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>(2) 上限可能な上限額（給付条件）</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>(3) (1)の10%特別選択</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>(4) (2)の10%特別選択</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>小規模市町村で過い場の新たな整備等</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>内容（具体的に記載）</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	実施主体	〇〇市			実施時期	平成 年 月 日から実施			実績額	0円	（計画額）	0円	上限額				(1) 原則の上限額	0円			(2) 上限可能な上限額（給付条件）	0円			(3) (1)の10%特別選択	0円			(4) (2)の10%特別選択	0円			上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）				介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等				介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等				小規模市町村で過い場の新たな整備等				その他				内容（具体的に記載）				<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td colspan="3">〇〇市</td></tr> <tr><td>実施時期</td><td colspan="3">平成 年 月 日から実施</td></tr> <tr><td>実績額</td><td>0円</td><td>（計画額）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>上限額</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>(1) 原則の上限額</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>(2) 上限可能な上限額（給付条件）</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>(3) (1)の10%特別選択</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>(4) (2)の10%特別選択</td><td colspan="3">0円</td></tr> <tr><td>上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>小規模市町村で過い場の新たな整備等</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>内容（具体的に記載）</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	実施主体	〇〇市			実施時期	平成 年 月 日から実施			実績額	0円	（計画額）	0円	上限額				(1) 原則の上限額	0円			(2) 上限可能な上限額（給付条件）	0円			(3) (1)の10%特別選択	0円			(4) (2)の10%特別選択	0円			上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）				介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等				介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等				小規模市町村で過い場の新たな整備等				その他				内容（具体的に記載）			
実施主体	〇〇市																																																																																																																
実施時期	平成 年 月 日から実施																																																																																																																
実績額	0円	（計画額）	0円																																																																																																														
上限額																																																																																																																	
(1) 原則の上限額	0円																																																																																																																
(2) 上限可能な上限額（給付条件）	0円																																																																																																																
(3) (1)の10%特別選択	0円																																																																																																																
(4) (2)の10%特別選択	0円																																																																																																																
上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）																																																																																																																	
介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等																																																																																																																	
介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等																																																																																																																	
小規模市町村で過い場の新たな整備等																																																																																																																	
その他																																																																																																																	
内容（具体的に記載）																																																																																																																	
実施主体	〇〇市																																																																																																																
実施時期	平成 年 月 日から実施																																																																																																																
実績額	0円	（計画額）	0円																																																																																																														
上限額																																																																																																																	
(1) 原則の上限額	0円																																																																																																																
(2) 上限可能な上限額（給付条件）	0円																																																																																																																
(3) (1)の10%特別選択	0円																																																																																																																
(4) (2)の10%特別選択	0円																																																																																																																
上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）																																																																																																																	
介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等																																																																																																																	
介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等																																																																																																																	
小規模市町村で過い場の新たな整備等																																																																																																																	
その他																																																																																																																	
内容（具体的に記載）																																																																																																																	
<p>※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提</p> <p>※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入…具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足…県内の市町村との比較が隣接市町村との比較から長身体的な比較方法を数値も含めて記載する。 ・小規模市町村で過い場の新たな整備…整備に要した額を具体的に記載する。 ・その他…内容が詳細に分かるように具体的に記載する。 	<p>※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提</p> <p>※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入…具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足…県内の市町村との比較が隣接市町村との比較から長身体的な比較方法を数値も含めて記載する。 ・小規模市町村で過い場の新たな整備…整備に要した額を具体的に記載する。 ・その他…内容が詳細に分かるように具体的に記載する。 																																																																																																																

改正後（新）	改正前（旧）																								
別紙様式第4様式1別添2（略）	別紙様式第4様式1別添2（略）																								
別紙様式第4様式2	別紙様式第4様式2																								
【略】 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書	【略】 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書																								
1 地域包括支援センターの設置状況	1 地域包括支援センターの設置状況																								
(1) 設置状況	(1) 設置状況																								
<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>設置</td><td>未設置</td></tr> <tr><td>地域包括支援センターの設置数</td><td></td><td></td></tr> </table>	合計	設置	未設置	地域包括支援センターの設置数			<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>設置</td><td>未設置</td></tr> <tr><td>地域包括支援センターの設置数</td><td></td><td></td></tr> </table>	合計	設置	未設置	地域包括支援センターの設置数														
合計	設置	未設置																							
地域包括支援センターの設置数																									
合計	設置	未設置																							
地域包括支援センターの設置数																									
(2) 委託先の状況	(2) 委託先の状況																								
<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>社会福祉法人・NPO法人</td><td>民間法人</td><td>医療法人</td><td>社団・財団法人</td><td>その他</td></tr> <tr><td>委託先件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	合計	社会福祉法人・NPO法人	民間法人	医療法人	社団・財団法人	その他	委託先件数						<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>社会福祉法人・NPO法人</td><td>民間法人</td><td>医療法人</td><td>社団・財団法人</td><td>その他</td></tr> <tr><td>委託先件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	合計	社会福祉法人・NPO法人	民間法人	医療法人	社団・財団法人	その他	委託先件数					
合計	社会福祉法人・NPO法人	民間法人	医療法人	社団・財団法人	その他																				
委託先件数																									
合計	社会福祉法人・NPO法人	民間法人	医療法人	社団・財団法人	その他																				
委託先件数																									
(3) 職員状況	(3) 職員状況																								
<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>医師</td><td>看護師</td><td>ケアマネジャー</td><td>その他</td></tr> <tr><td>職員数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	合計	医師	看護師	ケアマネジャー	その他	職員数					<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>医師</td><td>看護師</td><td>ケアマネジャー</td><td>その他</td></tr> <tr><td>職員数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	合計	医師	看護師	ケアマネジャー	その他	職員数								
合計	医師	看護師	ケアマネジャー	その他																					
職員数																									
合計	医師	看護師	ケアマネジャー	その他																					
職員数																									
<table border="1"> <tr><td>保険者名</td><td>市区町村コード</td><td>0-0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	保険者名	市区町村コード	0-0				<table border="1"> <tr><td>保険者名</td><td>市区町村コード</td><td>0-0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	保険者名	市区町村コード	0-0															
保険者名	市区町村コード	0-0																							
保険者名	市区町村コード	0-0																							

改正後（新）	改正前（旧）																				
<p>(削除)</p>	<p>別紙様式第5号</p> <p style="text-align: center;">年度地域支援事業交付金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">(市町村名)</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づき平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。) 第6条第1項の規定により、</p> <p style="text-align: center;">第6条第3項の規定により、修正のうえ</p> <p>平成 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日 都道府県知事 氏名 印</p> <ol style="list-style-type: none"> 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発令第 号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、第 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>事業に要する経費</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付金の額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>事業に要する経費</td> <td>交付金の額</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。 	事業に要する経費	金	円		交付金の額	金	円		区 分	事業に要する経費	交付金の額	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円
事業に要する経費	金	円																			
交付金の額	金	円																			
区 分	事業に要する経費	交付金の額																			
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円																			
包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円																			

改正後（新）	改正前（旧）																																				
<p>別紙様式第5号</p> <p style="text-align: center;">年度地域支援事業交付金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">(市町村名)</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づき平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。) 第6条第1項の規定により、</p> <p style="text-align: center;">第6条第3項の規定により、修正のうえ</p> <p>平成 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日 都道府県知事 氏名 印</p> <ol style="list-style-type: none"> 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発令第 号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、第 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>事業に要する経費</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>交付金の額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>事業に要する経費</td> <td>交付金の額</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。 	事業に要する経費	金	円	交付金の額	金	円	区 分	事業に要する経費	交付金の額	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円	<p>別紙様式第5号</p> <p style="text-align: center;">年度地域支援事業交付金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">(市町村名)</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づき平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。) 第6条第1項の規定により、</p> <p style="text-align: center;">第6条第3項の規定により、修正のうえ</p> <p>平成 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日 都道府県知事 氏名 印</p> <ol style="list-style-type: none"> 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発令第 号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、第 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>事業に要する経費</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>交付金の額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>事業に要する経費</td> <td>交付金の額</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。 	事業に要する経費	金	円	交付金の額	金	円	区 分	事業に要する経費	交付金の額	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円
事業に要する経費	金	円																																			
交付金の額	金	円																																			
区 分	事業に要する経費	交付金の額																																			
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																																			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円																																			
包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円																																			
事業に要する経費	金	円																																			
交付金の額	金	円																																			
区 分	事業に要する経費	交付金の額																																			
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																																			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円																																			
包括的支援事業(社会保険充実分)	金	円																																			

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																
別紙様式第6 番 号	別紙様式第6 番 号																																																																																
〇〇〇〇年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書 (市町村名)	〇〇〇〇年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書 (市町村名)																																																																																
〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号で交付決定された〇〇〇〇年度地域支援事業交付金については、〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請に基づき、〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。	〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号で交付決定された〇〇〇〇年度地域支援事業交付金については、〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請に基づき、〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。																																																																																
〇〇〇〇年 月 日 都道府県知事 氏 名 印	〇〇〇〇年 月 日 都道府県知事 氏 名 印																																																																																
1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、〇〇〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発令第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請書記載のとおり</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 5px;">である。</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2のとおり</td> </tr> </table>	〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請書記載のとおり	}	である。	2のとおり	1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、〇〇〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発令第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請書記載のとおり</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 5px;">である。</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2のとおり</td> </tr> </table>	〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請書記載のとおり	}	である。	2のとおり																																																																								
〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請書記載のとおり	}			である。																																																																													
2のとおり																																																																																	
〇〇〇〇年 月 日 第 〇号申請書記載のとおり	}	である。																																																																															
2のとおり																																																																																	
2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業に要する経費</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円（内今回増加（減少）額）</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>交付金の額</td> <td>金</td> <td>円（内今回追加交付（一部取消）額）</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table>	事業に要する経費	金	円（内今回増加（減少）額）	金	円	交付金の額	金	円（内今回追加交付（一部取消）額）	金	円	2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業に要する経費</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円（内今回増加（減少）額）</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>交付金の額</td> <td>金</td> <td>円（内今回追加交付（一部取消）額）</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table>	事業に要する経費	金	円（内今回増加（減少）額）	金	円	交付金の額	金	円（内今回追加交付（一部取消）額）	金	円																																																												
事業に要する経費	金	円（内今回増加（減少）額）	金	円																																																																													
交付金の額	金	円（内今回追加交付（一部取消）額）	金	円																																																																													
事業に要する経費	金	円（内今回増加（減少）額）	金	円																																																																													
交付金の額	金	円（内今回追加交付（一部取消）額）	金	円																																																																													
3 事業に要する経費の区分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">区 分</td> <td style="width: 35%;">事業に要する経費</td> <td style="width: 15%;">交付金の額</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">介護予防・日常生活支援総合事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">包括的支援事業（社会保険充実分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>	区 分	事業に要する経費	交付金の額		介護予防・日常生活支援総合事業					金	円	金		金	円	円	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業					金	円	金		金	円	円	包括的支援事業（社会保険充実分）					金	円	金		金	円	円	3 事業に要する経費の区分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">区 分</td> <td style="width: 35%;">事業に要する経費</td> <td style="width: 15%;">交付金の額</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">介護予防・日常生活支援総合事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">包括的支援事業（社会保険充実分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>	区 分	事業に要する経費	交付金の額		介護予防・日常生活支援総合事業					金	円	金		金	円	円	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業					金	円	金		金	円	円	包括的支援事業（社会保険充実分）					金	円	金		金	円	円
区 分	事業に要する経費	交付金の額																																																																															
介護予防・日常生活支援総合事業																																																																																	
	金	円	金																																																																														
	金	円	円																																																																														
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																																																																																	
	金	円	金																																																																														
	金	円	円																																																																														
包括的支援事業（社会保険充実分）																																																																																	
	金	円	金																																																																														
	金	円	円																																																																														
区 分	事業に要する経費	交付金の額																																																																															
介護予防・日常生活支援総合事業																																																																																	
	金	円	金																																																																														
	金	円	円																																																																														
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																																																																																	
	金	円	金																																																																														
	金	円	円																																																																														
包括的支援事業（社会保険充実分）																																																																																	
	金	円	金																																																																														
	金	円	円																																																																														
4 この交付の決定の内容又は条件に不届がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、〇〇〇〇年 月 日とする。	4 この交付の決定の内容又は条件に不届がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、〇〇〇〇年 月 日とする。																																																																																

改正後（新）	改正前（旧）																																				
別紙様式第7 番 号	別紙様式第7 番 号																																				
〇〇〇〇年度地域支援事業交付金交付額確定通知書 (市町村名)	〇〇〇〇年度地域支援事業交付金交付額確定通知書 (市町村名)																																				
〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号で交付決定された〇〇〇〇年度地域支援事業交付金については、〇〇〇〇年 月 日 第 〇号事業実績報告に基づき、〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、〇〇〇〇年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。	〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号で交付決定された〇〇〇〇年度地域支援事業交付金については、〇〇〇〇年 月 日 第 〇号事業実績報告に基づき、〇〇〇〇年 月 日 厚発 第 〇号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、〇〇〇〇年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。																																				
〇〇〇〇年 月 日 都道府県知事 氏 名 印	〇〇〇〇年 月 日 都道府県知事 氏 名 印																																				
(別表) 〇〇〇〇年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書	(別表) 〇〇〇〇年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書																																				
市 町 村 名	市 町 村 名																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">確定額</th> <th style="width: 30%;">追加交付額</th> <th style="width: 30%;">返還を要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">内 訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業（社会保険充実分）</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>		確定額	追加交付額	返還を要する額	地域支援事業交付金	円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	円	円	包括的支援事業（社会保険充実分）	円	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">確定額</th> <th style="width: 30%;">追加交付額</th> <th style="width: 30%;">返還を要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">内 訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業（社会保険充実分）</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>		確定額	追加交付額	返還を要する額	地域支援事業交付金	円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	円	円	包括的支援事業（社会保険充実分）	円	円
	確定額	追加交付額	返還を要する額																																		
地域支援事業交付金	円	円	円																																		
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円																																		
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	円	円																																		
	包括的支援事業（社会保険充実分）	円	円																																		
	確定額	追加交付額	返還を要する額																																		
地域支援事業交付金	円	円	円																																		
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円																																		
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	円	円																																		
	包括的支援事業（社会保険充実分）	円	円																																		

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p>(標 題)</p> <p>管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。</p> <p>記入上の注意 標題は、次のとおり記入する。 (1) 当初申請のときは、「<u>平成</u> 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。 (2) 変更交付申請のときは、「<u>平成</u> 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。 (3) 事業実績報告のときは、「<u>平成</u> 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。</p>	<p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p>(標 題)</p> <p>管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。</p> <p>記入上の注意 標題は、次のとおり記入する。 (1) 当初申請のときは、「<u>平成</u> 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。 (2) 変更交付申請のときは、「<u>平成</u> 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。 (3) 事業実績報告のときは、「<u>平成</u> 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙様式第8様式1</p> <p>(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内訳(総括表)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第8様式1別表</p> <p>(元号) 年度地域支援事業交付金所要額における地域包括支援センター運営費の内訳</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第8様式1</p> <p>平成 年度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内訳(総括表)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第8様式1別表</p> <p>平成 年度地域支援事業交付金所要額における地域包括支援センター運営費の内訳</p> <p>(略)</p>

改正後（新）					改正前（旧）				
7	センターにおいて、三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。	三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。	(略)	<p>ているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三職種に該当する者を含む。 <p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく配置数を満たしている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。また、三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を必要数配置した上で、必要数を超える人員として、それぞれの職種の準ずる者を配置している場合は、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 					
8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全国域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターに	(センター指標なし)	(略)	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合、「担当圏域が全て同規模の場合」には、まずセンターごとに高齢者1人あたりの第一号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる 					
8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全国域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターに	(センター指標なし)	(略)	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三職種が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく配置数を満たしているものとして取り扱う。 ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 					
8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全国域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターに	(センター指標なし)	(略)	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合、「担当圏域が全て同規模の場合」には、まずセンターごとに高齢者1人あたりの第一号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる 					

改正後（新）					改正前（旧）						
	については配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上2,000人未満…1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下	担当圏域の二番被保険者数は1000~2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を整理するもの。	(略)	<p>担当圏域が混在する場合の差額について、例示すると次のとおり。</p> <p>1 第一号被保険者数が2,400人で三職種の総数2名(2,400/2=1,200人)</p> <p>2 第一号被保険者数が1,400人で三職種の総数2名(1,400/2=700人)</p> <p>→各センターの一人当たり第一号被保険者数の合計</p> <p>A 1,200+700=1,900人</p> <p>B 各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数の合計</p> <p>1,250+750=2,000人</p> <p>二指標を満たすのは、A ≤ B の場合であり、本例示は指標を満たしている。</p> <p>※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、通知に示している一人当たり第一号被保険者数のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業に該当する三職種のみを対象とする。 							
10	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター)	10	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター)
11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター)	11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター)

改正後（新）				
				「窓口（顔認証）の設置」とみなす。
(略)				
(2) 個人情報の管理				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
(市町村指標なし)	16 個人情報の持出・開示等は、管理簿への記載と確認を行っているか。	(略)	(略)	(センター) ・持出や開示に係る、個人情報取扱の取扱いについて、取扱いのうえデータまたは書面を準備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
(略)				
(3) 利用者満足度の向上				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・取組の状況は、懇話会としての立場から見て、相談窓口としてのセンターとの間で進捗がなされているかを評価する。
(略)				

改正前（旧）				
				ついても、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
(略)				
(2) 個人情報の管理				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
(市町村指標なし)	16 個人情報の持出・開示等は、管理簿への記載と確認を行っているか。	(略)	(略)	(センター) ・データまたは紙面で管理されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
(略)				
(3) 利用者満足度の向上				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・昨年度に実施が強い改善、進捗が報告や協議が定着する体制を構築している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
(略)				

改正後（新）				
2. 個別業務				
(1) 総合相談支援業務				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	(略)	(略)	
(略)				
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの差違については問わない。
(略)				
(2)、(3) (略)				
(4) 地域ケア会議				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。（会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、議程表等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として記載づけられている必要がある。） ・地域ケア会議の5つの機能（①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の

改正前（旧）				
2. 個別業務				
(1) 総合相談支援業務				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	(略)	(略)	
(略)				
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	(略)	(略)	
(略)				
(2)、(3) (略)				
(4) 地域ケア会議				
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の5つの機能（①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の

改正後（新）					改正前（旧）								
				発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成）について、計画された委託ごとに、いずれの機能も持つことが明示されており、かつその連携の全てが、市町村における委託の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・協議計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画案にまとめられた計画の場合については、連携の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも関係団体等の意見を反映している必要がある。									
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から授けられた助産員を活かし効果を確認することとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、関係職員や自衛隊の隊員等、医師・保健師・福祉士等を含む。 ・安全、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う	40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 ※確認とは見直しも含む

改正後（新）					改正前（旧）								
				地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防支援計画及び関係協議（市町村向け手引き）」（平成29年3月版）を参照すること。									
44	生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	(センター指標なし)	(略)	年度の業務計画	44	生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	(センター指標なし)	(略)	平成30年の見込みが後（予定も含む）				
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提案しているか。	(センター指標なし)	(略)	(市町村) ・提案した政策が実施されたかは問わない。 ・協議課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「協議策市町村へ送達している」とのみならず	48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提案しているか。	(センター指標なし)	(略)	(市町村) ・提案した政策が実施されたかは問わない。				
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援					(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援								
	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点		市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点		
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	(略)	(略)	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法を定め、センターと共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3. 事業間連携（社会保障充実分事業）					3. 事業間連携（社会保障充実分事業）								

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(略)</p> <p>別添2 厚生労働省への報告様式（新たに別紙の様式による。）</p>	<p>(略)</p> <p>別添2 厚生労働省への報告様式（廃止）</p>

【注意事項】

■ 調査時点と調査対象 ■

○特に記載がない限り、以下の時点、年度期間でお答えください。

時点：平成31年4月末時点

年度：平成30年4月1日～平成31年3月31日

○平成31年4月末時点の地域包括支援センター（以下「センター」という。）が調査対象となりますので、翌月1日以降に開設したセンターは調査対象外となります。

■ 基幹型センター、機能強化型センターの回答方法 ■

○基幹型センター及び機能強化型センターは、あくまでセンターの一類型であることから、法令等に定められる設置基準を満たす必要があります。

○個別の担当圏域を持ち、通常のセンター機能を果たす場合、センター入力シートを回答してください。

○一方、個別の担当圏域を持たず、市町村業務と一体化している場合、センター入力シートは回答せず、市町村入力シートで併せて回答してください。

■ 直営1か所で課内にセンターが設置されている場合の回答方法 ■

○直営1か所で課内にセンターが設置されている場合、調査項目によっては回答しにくい項目がありますが、市町村、センターそれぞれの立場に立って、両入力シートに回答してください。

■ 広域連合等がセンターを設置・運営している場合、市町村では把握していない項目については、広域連合等に確認の上、回答してください。

■ 記入にあたって ■

○設問にある注意書き等をご確認の上回答してください。

○設問のうち、★マークがあるものが、評価指標です。回答にあたっては、「市町村及び地域包括センターの評価指標」に記載された趣旨・考え方および留意点についても、あわせてご参照ください。

0. 市町村について

(1) 市町村名・連絡先		回答内容			
Q1 都道府県名 (文字記入)					
Q2 市町村名 (文字記入)					
Q3 担当部局担当課 (文字記入)					
Q4 担当課電話番号 (数字記入) ※ (記入例) 03-3333-3333					
Q5 Eメールアドレス ※ 半角で記入ください					
Q6 担当課FAX番号 (数字記入) ※ (記入例) 03-3333-3333					
(2) 管内情報 (平成31年4月末時点)		回答内容			
Q7 管内人口 (数字記入)			人		
Q8 管内高齢者人口 (数字記入)	(a) 65歳以上		人		
	(b) 65～74歳		人		
	(c) 75歳以上		人		
Q9 管内要介護認定者数 (数字記入)	(a) 第1号被保険者		人		※要支援者・要介護者を含む。
	(b) 第2号被保険者		人		※要支援者を含む。
Q10 日常生活圏域数 (数字記入)			か所		
(3) 地域包括支援センター (以下「センター」とする) 設置数 (平成31年4月末時点)		回答内容			
センターの設置数を正確に入力すること。 該当するセンターがない場合は0と入力すること。		設置数	うち、基幹型の設置数	うち、機能強化型の設置数	
Q11 直営型 (数字記入)	正確に回答してください。	か所	か所	か所	か所
Q12 委託型 (数字記入)	正確に回答してください。	か所	か所	か所	か所
Q13 (基幹型を設置している場合のみ回答) 基幹型センターが個別の担当圏域を持っていますか。(1つ選択) 1. 個別の担当圏域を持っている (※調査票②③の提出が必要) 2. 個別の担当圏域を持っていない (※調査票②③の提出は不要)					
<small>※「基幹型」：センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンターをいう。 ※「機能強化型」：権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターの支援を担当するセンターをいう。 ※市町村内にセンターが1か所のみの場合、「基幹型」「機能強化型」とはみなさない。 ※基幹型センター等を市町村本庁の担当課等に設置している場合、センターとしての基準を満たしていればセンター数に計上する。</small>					
(4) ブランチ・サブセンターの設置数 (平成31年4月末時点) 必ず回答すること。		回答内容			
Q14 ブランチ (1つ選択)	1. 設置している 2. 設置していない		設置の場合→		か所
Q15 サブセンター (1つ選択)	1. 設置している 2. 設置していない		設置の場合→		か所
<small>※「ブランチ」：住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつながるための「窓口」 ※「サブセンター」：本所による統括の下、4機能 (総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務) を適切に果たす「支所」 ※ブランチおよびサブセンターについては、「地域包括支援センターの手引き」(厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html) p.284-286を参照。</small>					

1-1. 組織・運営体制

(1) 事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(平成30年度実績)		回答内容																							
Q16 運営協議会の年間開催回数を記入してください。(実数)(数字記入)	① 平成30年度		回																						
	② 平成31年度予定数		回																						
Q17 運営協議会の構成員数について、人数を記入してください。(実数)(平成31年4月末時点)(数字記入)	① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体		人 →医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、等																						
	② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者		人																						
	③ 上記①②以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者		人 →民生委員、ボランティア団体、老人クラブ、警察、等																						
	④ 地域ケアに関する学識経験者		人																						
	⑤ その他		人 →「⑤その他」の場合、その内容をお答えください。																						
	合計		0人 (自由記述)																						
Q18 平成30年度に開催した運営協議会において、センターの評価結果をもとに議論が行われ、改善提案がありましたか。当てはまるものに「1」を入力してください。(1つ選択)	1. 議論が行われ改善提案があった																								
	2. 議論は行われたが改善提案はなかった																								
	3. 評価はしたが議論は行われていない																								
	4. 評価を行っていない																								
	Q18-1 【Q18で「1. 議論が行われ改善提案があった」の場合のみ】 どのような項目について改善提案がありましたか。当てはまるものに「1」を入力してください。(いくつでも選択)	<table border="1"> <tr> <td>1. 人員等組織体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 市町村とセンターの連携体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 総合相談支援業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 権利擁護業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 地域ケア会議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 事業連携(在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 地域包括支援センターの評価方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">「10.その他」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)</td> </tr> </table>			1. 人員等組織体制		2. 市町村とセンターの連携体制		3. 総合相談支援業務		4. 権利擁護業務		5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		6. 地域ケア会議		7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務		8. 事業連携(在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業)		9. 地域包括支援センターの評価方法		10. その他		「10.その他」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)
1. 人員等組織体制																									
2. 市町村とセンターの連携体制																									
3. 総合相談支援業務																									
4. 権利擁護業務																									
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務																									
6. 地域ケア会議																									
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務																									
8. 事業連携(在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業)																									
9. 地域包括支援センターの評価方法																									
10. その他																									
「10.その他」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)																									
★ Q19 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達していますか。(1つ選択)	<table border="1"> <tr> <td>1. はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. いいえ</td> <td></td> </tr> </table> <p>※策定した運営方針を、平成31年度の運営について平成31年4月末日までに紙面等で全センターに伝達した場合、「1.はい」とする。</p>			1. はい		2. いいえ																			
1. はい																									
2. いいえ																									

<p>★ Q20 平成31年度のセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行いましたか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※協議の方法等は問わない。 ※協議の記録(協議内容に関する記録メモ等)が残されている場合に、「1.はい」とする(記録が無い場合には、「2.いいえ」とする)。</p>																
<p>★ Q21 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善しましたか。(1つ選択)</p> <p>1. 議論を踏まえ、改善している 2. 改善していない(1.以外)</p>	<p>※前年度に開催した運営協議会において、意見又は指摘が出されなかった場合、「2.改善していない(1.以外)」とする。</p>																
<p>★ Q22 市町村とセンターの間の連絡会を、定期的を開催していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>																	
<p>(2) 担当圏域の現状・ニーズに応じた業務の実施を支援していますか。(平成30年度実績)</p>																	
<p>★ Q23 センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報をQ23-1の1.~7.のうち3つ以上提供していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>回答内容</p> <p>※必要な情報をデータ、書面、システム等で提供している場合に、指標の内容を満たすものとする。</p>																
<p>Q23-1 【Q23で「1. はい」の場合のみ】 どのような情報を提供していますか。あてはまるものに「1」を入力してください。(いくつでも選択)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="959 752 1406 808">1. 担当圏域の65歳以上高齢者の人口</td> <td data-bbox="1406 752 1463 808"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 808 1406 853">2. 担当圏域の65歳以上高齢者のみの世帯数</td> <td data-bbox="1406 808 1463 853"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 853 1406 943">3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の各種住民対象のアンケート結果</td> <td data-bbox="1406 853 1463 943"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 943 1406 987">4. 要支援・要介護認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報</td> <td data-bbox="1406 943 1463 987"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 987 1406 1032">5. 民生委員や地域のサロン運営者などの地域の関係団体情報</td> <td data-bbox="1406 987 1463 1032"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 1032 1406 1077">6. 地域の社会資源に関する情報</td> <td data-bbox="1406 1032 1463 1077"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 1077 1406 1122">7. その他ニーズ把握にとって必要な情報</td> <td data-bbox="1406 1077 1463 1122"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="959 1122 1463 1200"> <p>「7. その他ニーズ把握にとって必要な情報」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)</p> </td> </tr> </table>	1. 担当圏域の65歳以上高齢者の人口		2. 担当圏域の65歳以上高齢者のみの世帯数		3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の各種住民対象のアンケート結果		4. 要支援・要介護認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報		5. 民生委員や地域のサロン運営者などの地域の関係団体情報		6. 地域の社会資源に関する情報		7. その他ニーズ把握にとって必要な情報		<p>「7. その他ニーズ把握にとって必要な情報」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)</p>	
1. 担当圏域の65歳以上高齢者の人口																	
2. 担当圏域の65歳以上高齢者のみの世帯数																	
3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の各種住民対象のアンケート結果																	
4. 要支援・要介護認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報																	
5. 民生委員や地域のサロン運営者などの地域の関係団体情報																	
6. 地域の社会資源に関する情報																	
7. その他ニーズ把握にとって必要な情報																	
<p>「7. その他ニーズ把握にとって必要な情報」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)</p>																	
<p>(3) 職員の確保・育成を図っていますか。(平成31年4月末時点)</p>																	
<p>★ Q24 センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けていますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※介護保険法施行規則第140条の66に定める基準において、一のセンターの担当する区域の規模等により定められている3職種(ⅰ)保健師その他これに準ずる者、(ⅱ)社会福祉士その他これに準ずる者、(ⅲ)主任介護支援専門員その他これに準ずる者、の人員配置について全てのセンターに義務づけていることが必要。 ※直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配属が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されている場合、「1.はい」とする。 ※包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは、「2.いいえ」とする。</p>	<p>回答内容</p>																
<p>★ Q25 センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されていますか。(1つ選択)</p> <p>※複数センターを設置している場合は、以下の計算方法で平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値を算出し、入力すること。</p> <p>【計算方法(例)】 (Aセンター(3職種) + Bセンター(3職種) + Cセンター(2職種)) ÷ センター数(3) = 2.666... → 「1. はい」を選択してください。 ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロに定める基準に基づき、市町村が定めるセンターの人員配置基準が2職種又は1職種の場合は、3職種の部分を読み替えて計算する。例：基準1職種に対し、配属1職種 = 3職種、配置0職種 = 0職種。基準2職種に対し、配属2職種 = 3職種、配属1職種 = 1職種、配置0職種 = 0職種。</p> <p>1. はい(市町村内の平均値が2.5以上) 2. いいえ(1.以外)</p> <p>※3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を必要数配置した上で、必要数を超える人員として、それぞれの職種の準ずる者を配置している場合は、3職</p>																	

<p>★ Q26 センターの3職種（それぞれの職種にかかる準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）が1,500人以下ですか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標とする。</p> <p>担当圏域における</p> <p>第1号被保険者の数が概ね2,000人以上3,000人未満 1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人以上2,000人未満 750人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人未満 500人以下</p>	<p>※判定にあたっては、様式4の「調査票(Q26判定用)シート」を参照。</p>
<p>★ Q27 センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※主催者、研修内容・時間数は問わない。 ※平成31年度の計画を平成31年4月末までにセンターに示している場合、「1.はい」とする。</p>
<p>(4) 利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。（平成30年度実績）</p>	
<p>★ Q28 センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>回答内容</p> <p>※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「1.はい」とする。例えば、携帯電話等への電話転送を行っている場合 等</p>
<p>★ Q29 センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「1.はい」とする。例えば、携帯電話等への電話転送を行っている場合 等</p>
<p>★ Q30 市町村の広報紙やホームページなどで、センターの周知を行っていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q31 介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。</p>

1-2. 個人情報の保護（平成30年度実績）

<p>(1) 個人情報保護を徹底していますか。</p>	
<p>★ Q32 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>回答内容</p> <p>※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q33 個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q34 センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合は「1.はい」とする。</p>

1-3. 利用者満足度の向上（平成30年度実績）

(1) 利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制の整備を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q35 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q36 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※直営型センターのみを有する市町村の場合も、保険者の立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価し、回答してください。</p>	<p>※報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を入力している場合に、「1.はい」とする。 ※介護サービスに関する相談には苦情や介護に関する幅広い相談を含む。</p>
(2) 安心して相談できるよう、プライバシーの確保を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q37 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針を、センターに示していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>

2-1. 総合相談支援（平成30年度実績）

(1) 地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。	回答内容
<p>★ Q38 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※関係団体とは、民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさす。そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、「1.はい」とする。</p>	
(2) 相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q39 センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋ぎ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の除去及び再燃リスクが消失した場合」など、受けた相談事例の追跡管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ※相談事例の終結条件を定め、それがデータ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p> <p>★ Q40 センターにおける相談事例の分類方法を定めていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ※データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>	
<p>★ Q41 前年度1年間におけるセンターの相談件数を把握していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	
<p>★ Q42 前年度1年間に、センターからの相談事例に関する支援要請に対応しましたか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※対応例：センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など。 ※対応実績があった場合のみ、「1.はい」とする。</p>
(3) 総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。	回答内容
<p>★ Q43 センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。</p>
<p>Q44 センターが、介護、子育て、障害等に関して複合的な課題を持つ世帯への相談に対応できるよう、市町村としてどのような取り組みを行っていますか。当てはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択）ただし、「5」を選択する場合は1つだけ選択してください。</p>	<p>1. 関係相談機関リストや対応マニュアルを整備し関係者で共有している</p> <p>2. 関係部署との連携会議を設定している</p> <p>3. センターと子育てや障害等の相談窓口を隣接又は1カ所にまとめて連携しやすい環境づくりを行っている</p> <p>4. その他</p> <p>「4. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。（自由記述）</p> <p>5. 特に取り組みは行っていない</p>

2-2. 権利擁護（平成30年度実績）

(1) 成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q45 成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準をセンターと共有していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※データ又は紙面で共有されている場合に、「1. はい」とする。</p>
(2) 高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。	回答内容
<p>★ Q46 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、「1. はい」とする。</p>
<p>★ Q47 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、「1. はい」とする。</p>
(3) 消費者被害の防止の取組を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q48 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	

2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援（平成30年度実績）

(1) 介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。	回答内容
<p>★ Q49 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※把握した情報を、データ又は紙面でセンターに提供している場合に、「1.はい」とする。 ※日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータとは、事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等を指す。</p>	
<p>★ Q50 センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画（平成31年度分）を作成していますか。（1つ選択）</p> <p>1. 協議の上、作成している 2. 作成していない（1.以外）</p> <p>※センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取り組みによるものも含む。 ※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.協議の上、作成している」とする。</p>	
<p>★ Q51 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※データ又は紙面で提供している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q52 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※開催状況について、データ又は紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q53 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか。（1つ選択）</p> <p>1. ニーズに基づいて、設けている 2. 設けていない（1. 以外）</p>	<p>※介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の構築を図るものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ※都道府県主催のものも対象とする。 ※ただし、地域ケア会議は含まない。</p>
(2) 介護支援専門員に対して、効果的な相談対応を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q54 各センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ（1. 以外）</p>	<p>※相談内容の「整理・分類」は「経年的件数把握」いずれもを行っている場合、「1.はい」とする。なお、経年的とは概ね3年程度とする。</p>

2-4. 地域ケア会議（平成30年度実績）

(1) 地域ケア会議を構築・運営していますか。	回答内容			
<p>★ Q55 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示していますか。（平成31年4月末時点）（1つ選択）</p> <p>1. 計画を策定し、示している 2. いいえ（1以外）</p> <p>※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは郵筒にて市町村からセンターに示されている場合に、「1.計画を策定し、示している」とする。 （会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。） ※地域ケア会議の5つの機能（①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策形成）について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ※開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまねた計画の場合については、「2.いいえ」とする。 ※スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。</p>				
<p>★ Q55- 【Q55で「1.計画を策定し、示している」の場合のみ】</p> <p>1 地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知していますか。（平成31年4月末時点）（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても、少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合、「1.はい」とする。</p>			
<p>★ Q56 センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知していますか。（平成31年4月末時点）（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議いずれについても方針を策定し、運営方法と地域ケア会議の選別についてデータ又は紙面で周知している場合に、「1.はい」とする。</p>			
<p>Q57 地域ケア会議と他事業の連携のためにどんな取り組みをしていますか。当てはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択。ただし、「6」を選択する場合は1つだけ選択してください。）</p>	<p>1. 地域ケア会議と他事業との連携図など、地域ケア会議を取りまく地域包括ケアシステム構築に関する事業の体系図を作成し関係者に明示している</p>	<p>2. 地域ケア会議で検討する内容に応じて、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター等の他事業の関係者に参加依頼して有機的連携を図っている</p>	<p>3. 地域ケア会議と協議体等の他会議体を合同開催している</p>	<p>4. 地域ケア会議で必要とされた資源が地域にない場合、協議体や地域の関係者（民間企業等を含む）と資源開発について協議している</p>
<p>5. その他</p> <p>「5.その他」の場合、その内容をお答えください。（自由記述）</p>				
<p>6. 特に何もしていない</p>				
<p>Q58 前年度に市町村内（市町村、センターなどの主催を問わない）で開催された地域ケア会議の回数を回答してください。（数字記入）</p> <p>※①②両方の機能を持つ会議を開催した場合や、①②の会議を同日に連続して開催した場合は、①×2のそれぞれについて1回ずつ計上してください。</p>	<p>①個別事例について検討する地域ケア会議</p> <p>※個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。</p> <p>年</p>	<p>回</p>		
<p>②地域課題を検討する地域ケア会議</p> <p>※地域づくり・資源開発、政策形成のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。</p> <p>年</p>		<p>回</p>		
<p>★ Q59 センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>				

(2) 個別課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。	回答内容	
<p>Q60 個別事例について検討する地域ケア会議の参加者について、平成30年度に一度でも参加したことのある人について選択してください。当てはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択）</p> <p>※市町村内（市町村、センター主催を問わない）で開催しているすべての個別事例について検討する地域ケア会議について回答してください。</p> <p>※参加人数・回数を入力は不要です。参加人数・回数にかかわらず、一度でも参加した人についてはプルダウンから「1」を選択してください。</p>	1. センター職員	
	2. センター運営協議会の委員	
	3. 居宅介護支援事業所の介護支援専門員	
	4. 介護サービス事業所（居宅介護支援事業所以外）の職員	
	5. 介護保険施設の職員	
	6. 市町村の高齢者関連部署（介護保険関連含む）の職員	
	7. 市町村の生活保護担当部署の職員	
	8. 市町村の障害者福祉担当部署の職員	
	9. 上記以外の部署の市町村職員	
	10. 保健所・精神保健福祉センター等の保健師等	
	11. 医師会から選任された医師	
	12. 上記以外の医師	
	13. 歯科医師会から選任された歯科医師	
	14. 上記以外の歯科医師、歯科衛生士	
	15. 病院・診療所の関係者（MSW、看護師、訪問看護師）	
	16. 病院・診療所の関係者（PT、OT、ST）	
	17. 薬剤師	
	18. （管理）栄養士	
	19. 社会福祉協議会職員	
	20. 権利擁護センター・成年後見センターの職員	
	21. 地域住民団体（自治会・町内会、老人クラブ等）の関係者	
	22. 民生委員	
	23. 地域福祉推進基礎組織（地区社協等）の関係者	
	24. NPO、市民活動団体、ボランティア団体の関係者	
	25. 上記以外の地域の関係者	
	26. 企業、商店、金融機関、郵便局、宅配業者、運送業者等の関係者	
	27. 警察・消防の職員	
	28. 弁護士・司法書士	
	29. 本人	
	30. 家族・親族	
	31. 認知症地域支援推進員	
	32. 生活支援コーディネーター	
	33. その他	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>「33. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。（自由記述）</p> </div>	

<p>★ Q61 地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。（1つ選択）</p> <p>1. 多職種と連携して検討を行い、対応策を講じている</p> <p>2. いいえ（1,以外）</p>	<p>※地域ケア会議として位置づけられているものが対象</p> <p>※多職種から受けた防犯等を踏かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的な以下のものをいう（確認には見直しも含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・モニタリング方法の決定 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 等 <p>※「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。</p> <p>※なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防普及展開事業 市町村向け手引き（厚生労働省老健局老人保健課 平成29年3月）」を参照。</p>
<p>★ Q62 センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい</p> <p>2. いいえ（1,以外）</p>	<p>※個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示していることが必要。</p> <p>※その上で、市町村が主催する地域ケア会議で取扱方針に基づき対応している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q63 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じていますか。（1つ選択）</p> <p>1. 講じている</p> <p>2. 講じていない</p>	<p>※議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、「1.講じている」とする。</p>
<p>★ Q64 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい</p> <p>2. いいえ</p>	<p>※モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた後の状況の把握をいう。</p> <p>※会議においてモニタリングが必須とされた事例の全てにおいて実施している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q65 生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい</p> <p>2. いいえ</p>	

(3) 地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。	回答内容	
<p>Q66 地域課題を検討する地域ケア会議の参加者について、平成30年度に一度でも参加したことのある人について選択してください。当てはまるものに「1」を入力してください。(いくつでも選択)</p> <p>※市町村内（市町村、センター主催を問わない）で開催しているすべての地域課題を検討する地域ケア会議について回答してください。</p> <p>※参加人数・回数を入力は不要です。参加人数・回数にかかわらず、一度でも参加した人についてはプルダウンから「1」を選択してください。</p>	1. センター職員	
	2. センター運営協議会の委員	
	3. 居宅介護支援事業所の介護支援専門員	
	4. 介護サービス事業所（居宅介護支援事業所以外）の職員	
	5. 介護保険施設の職員	
	6. 市町村の高齢者関連部署（介護保険関連含む）の職員	
	7. 市町村の生活保護担当部署の職員	
	8. 市町村の障害者福祉担当部署の職員	
	9. 上記以外の部署の市町村職員	
	10. 保健所・精神保健福祉センター等の保健師等	
	11. 医師会から選任された医師	
	12. 上記以外の医師	
	13. 歯科医師会から選任された歯科医師	
	14. 上記以外の歯科医師、歯科衛生士	
	15. 病院・診療所の関係者（MSW、看護師、訪問看護師）	
	16. 病院・診療所の関係者（PT、OT、ST）	
	17. 薬剤師	
	18. （管理）栄養士	
	19. 社会福祉協議会職員	
	20. 権利擁護センター・成年後見センターの職員	
	21. 地域住民団体（自治会・町内会、老人クラブ等）の関係者	
	22. 民生委員	
	23. 地域福祉推進基礎組織（地区社協等）の関係者	
	24. NPO、市民活動団体、ボランティア団体の関係者	
	25. 上記以外の地域の関係者	
	26. 企業、商店、金融機関、郵便局、宅配業者、運送業者等の関係者	
	27. 警察・消防の職員	
	28. 弁護士・司法書士	
	29. 本人	
	30. 家族・親族	
	31. 認知症地域支援推進員	
	32. 生活支援コーディネーター	
	33. その他	
	<p>「33. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。（自由記述）</p>	

<p>★ Q67 センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議について、センターが主催したものに市町村が参加している場合、「1.はい」を選択。</p>
<p>★ Q68 センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q69 センター主催及び市町村主催も含めた、地域課題を検討する地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※公表の方法は問わない。 ※平成30年度内に公表した実績がない場合は「2.いいえ」とする。</p>
<p>★ Q70 地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言していますか。(1つ選択)</p> <p>1. 地域課題を明らかにし、提言している 2. 提言していない(1.以外)</p>	<p>※提言した政策が実施されたかは問わない。 ※地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」とみなす。</p>

2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援（平成30年度実績）

(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。	回答内容
<p>★ Q71 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知していますか。(平成31年4月末時点) (1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※基本方針には、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方や、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種間の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、「1.はい」とする。</p>	
<p>★ Q72 センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、「1.はい」とする。</p>	
<p>★ Q73 利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法を定め、センターに共有している場合に、「1.はい」とする。</p>	
(2) 介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。	回答内容
<p>★ Q74 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示していますか。(平成31年4月末時点) (1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで示している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q75 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示していますか。(平成31年4月末時点) (1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで示している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>★ Q76 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>※月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、「1.はい」とする。</p>

--

3-1. 在宅医療・介護連携（平成30年度実績）	
(1) 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。 ※在宅医療・介護連携の項目については、市町村として他部署が行う場合も含む。	回答内容
★ Q77 医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っていますか。 （1つ選択） 1. はい 2. いいえ	※在宅医療・介護連携推進事業による実施がは問わない。
★ Q78 医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	※在宅医療・介護連携推進事業による実施がは問わない。
★ Q79 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	

3-2. 認知症高齢者支援（平成30年度実績）	
(1) 認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。	回答内容
★ Q80 認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	

3-3. 生活支援体制整備（平成30年度実績）	
(1) 生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。	回答内容
★ Q81 生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	

4. その他（市町村における取組等）（平成30年度実績）																							
(1) 高齢者の見守りに関する取組を行っていますか。 ※高齢者の見守りに関する取組については、市町村として他部署が行う場合も含む。	回答内容																						
Q82 高齢者の見守りの実施主体についてうかがいます。当てはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択。ただし、「9」を選択する場合は1つだけ選択してください。）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1. 市町村が直接実施</td><td></td></tr> <tr><td>2. センターが実施</td><td></td></tr> <tr><td>3. 民生委員が実施</td><td></td></tr> <tr><td>4. ボランティア、NPOが実施</td><td></td></tr> <tr><td>5. 町会・自治会が実施</td><td></td></tr> <tr><td>6. 社会福祉協議会が実施</td><td></td></tr> <tr><td>7. 水道、郵便、新聞配達員等との連携</td><td></td></tr> <tr><td>8. その他</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">「8. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。（自由記述）</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td>9. 見守りに関する取組を実施していない</td><td></td></tr> </table>	1. 市町村が直接実施		2. センターが実施		3. 民生委員が実施		4. ボランティア、NPOが実施		5. 町会・自治会が実施		6. 社会福祉協議会が実施		7. 水道、郵便、新聞配達員等との連携		8. その他		「8. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。（自由記述）				9. 見守りに関する取組を実施していない	
1. 市町村が直接実施																							
2. センターが実施																							
3. 民生委員が実施																							
4. ボランティア、NPOが実施																							
5. 町会・自治会が実施																							
6. 社会福祉協議会が実施																							
7. 水道、郵便、新聞配達員等との連携																							
8. その他																							
「8. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。（自由記述）																							
9. 見守りに関する取組を実施していない																							

